

産業廃棄物処理施設維持管理計画書

千葉ゼネラルサービス株式会社

産業廃棄物処理施設の維持管理の基準

	維持管理の技術上の基準の内容 (条文による)	実施の内容
則12条 の6 1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び当該施設の処理能力に見合った適正なものとなる様、受入れる際に必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	新規に受け入れる廃棄物については、MSDS並びに分析値を提出させる。
2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	廃棄物の投入量は流量計、および重量計で測定をして、処理能力をオーバーしないように管理を行なう。
3号	産業廃棄物が施設から流出等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常が発生したら、焼却設備の緊急停止を実施する。流出している廃棄物の周囲に土嚢を設置して防止をはかる。もし海に流出した場合は、緊急にオイルフェンスを敷設する。
4号	施設の正常な機能を維持するために定期的に施設の点検並びに機能検査を行うこと。	定期的に施設を停止して、設備の点検・整備を実施並びに性能検査を実施する。
5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物については建屋内でピットに貯留する。そして建屋内の空気は外部に拡散しないようにブロワーで吸引をし、焼却炉内で焼却する事により臭気対策を図っている。
6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	焼却処理施設およびその周辺地区の清掃に努める。特に汚泥類の受入ピットについては、ピット内での滞留時間を短くするよう受け入れ量と焼却量をコントロールし害虫等の発生を抑制する。
7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音の大きい機器は建屋内への設置とラギング強化で騒音対策を実施している。
8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	焼却処理設備は適正な運転管理を行う。そして焼却設備から発生する排水は、住友化学の排水処理設備で処理し、生活環境保全上のため達成すべき水質に適合するよう適正な運転管理を行っている。週1回水質の分析を実施している。
9条	施設の維持管理に関する点検その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録は、3年間保存する。
則12条 の7 イ	燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	焼却温度は定格900度と十分な高温で処理可能です。焼却炉の後段機器として排ガス原温が設備計画しており、焼却炉から排出された高温ガスは瞬時に200度まで温度を低下させる計画です。
ロ	燃焼ガスが、摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。	炉径が、5800mmと大きく、炉容積が250m ³ 以上で計画しています。排ガスの炉内滞留時間は7.1sec となり、焼却物の性状変動に十分対応できる設備で計画しています。

施工規則 4条の5 2号イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	クレーンを用いてピット内の汚泥およびごみ等を24時間連続で自動的に攪拌する。
2号ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、環境大臣が定める焼却施設*にあつては、この限りではない。	固形の廃棄物は外気と遮断された状態で焼却物フィーダーにより定量ずつ連続的に供給する。液体の廃棄物は外気と遮断された状態でポンプにより定量ずつ連続的に供給する。
2号ハ	燃焼中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	温度計にて燃焼ガス温度を800℃以上で監視する。
2号ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りではない。	燃焼ガス温度が800℃以上になるように運転し、焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように管理する。
2号ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は重油バーナーにより高温を確保した後廃棄物を供給する。
2号ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを焼却し尽くすこと。	運転停止時は重油バーナーにより高温を保ち廃棄物を焼却し尽くす。
2号ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉出口排ガス温度を連続的に測定し監視パネルの連続記録計で記録する。
2号チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。	焼却炉からの排ガスは減温塔で水を噴霧し200℃以下に冷却する。
施行規則 4条の5 2号リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	減温塔出口排ガス温度を連続的に測定し監視パネルの連続記録計で記録する。
2号ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	減温塔及びバグフィルターにたい積したばいじんは自動運転により連続的に除去する。
2号ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設□であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	廃棄物の供給量及び燃焼空気量の調整を行い、排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように管理する。

2号ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排ガス連続分析計で測定し監視パネルの連続記録計で記録する。
2号ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表※に定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。	焼却炉は燃焼ガス温度が800℃以上になるように、又減温塔は出口排ガスが200℃以下になるように温度制御を行なうことによりダイオキシン類の発生を抑制する。
2号カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回、ばい煙量およびばい煙濃度、ばいじん濃度、塩化水素濃度及び窒素酸化物濃度を60日に1回、硫黄酸化物濃度を6ヶ月に1回測定し、かつ記録する。
施行規則 4条の5 2号ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中の煤塵はバグフィルターにより、またHCLやSOXは洗浄塔により除去する。
2号タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	洗浄塔の排水は住友化学の排水処理設備で処理し、生活環境保全上のため達成すべき水質に適合するよう管理している。
2号レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合には、この限りでない。	焼却炉型式は流動床焼却炉なので、煤塵は排ガスと共に炉頂部から排出され、燃え殻は流動砂とともに炉底部から排出される。 そして煤塵はバグフィルターで除去分離され、灰バンカーに貯留される。燃え殻はトロンメルで除去分離され、専用の保管場で貯留される。